



No.  
38

の情報

## ごみステーション！

問環境センター☎(23)0022

### ごみは正しく出しましょう！

分別は、後でまとめて行うよりも、ごみが出たときに済ませたほうがラクです。ごみの分別方法を覚えて、日常的な分別を定着させましょう。

粗大ごみとして、木製品（タンスや食器棚）を解体して出すときは、解体したものを、ひもなどで縛って出してください。

**解体したら  
まとめて出して**



ごみの不法投棄・不法焼却は、5年以下の懲役または1千万円以下の罰金に科せられる重罪です。絶対にしないでください。  
※環境センターでは早朝・夜間のパトロール強化中です。  
不法投棄されたごみの処理は、土地所有者が行うこととなります。お、不法投棄を発見した場合は、警察へ通報してください。

**不法投棄・焼却は  
絶対ダメ！**

**直接持ち込みの  
皆さまへ**

環境センターへ直接ごみを持ち込まれた際、計量が終わらないうちに車を発進される方がいます。  
前方の信号が青色になったことを確認してから発進するよう、ご注意ください。



### 剪定枝の出し方

自宅の枝払いで剪定枝を出すときは、次のことを守ってください。ご協力をお願いします。



**マイバッグの持参を**

現在、プラスチックごみを減らす目的として、多くの小売店で「レジ袋の有料化」が行われています。市では、平成13年から「マイバッグ・ノーレジ袋」運動を行っており、近年のマイバック持参率は、90%程度で推移し、幅広く浸透しています。家庭からプラスチックごみを減らすため、マイバッグを持参し、レジ袋はもらわないようにしましょう。



道路敷地などで集められた落ち葉や刈り草などのごみは、環境センターに事前に連絡したうえで、「透明または半透明のごみ袋」に入れて、「道路ごみ」と記載した紙を袋に貼るか、マジックで袋に書いて出してください。有料の「指定ごみ袋」を使う必要はありません。  
※連絡なく出された場合は、収集しません。

**道路清掃ごみを  
出すときは**